**第１２回差別解消部会における議論の概要**

資料３

**１　障害者差別解消法の周知・啓発等について**

* 差別解消法の趣旨について、国全体として尊重されるべきものであり、民間事業者も努力していくべきものである。中小企業について過度な負担とならないような運用上の配慮を求めたい。特に合理的配慮の不提供の禁止については、新しい概念なので、まず、周知をしていただき、民間事業者の納得も得ながら、一歩一歩社会に定着させることが大事。
* 中小企業は法律の存在すら知らないところが多いので、新しい制度の周知徹底をお願いしたい。
* どう対応すれば十分なのか、逆にやってはいけないことなど具体的なガイドラインの策定をお願いしたい。この点、府は国に先んじて独自にガイドラインを策定しており、その取組は歓迎。国においても策定・周知してほしい。
* 事業者団体としても、ガイドラインや事例集について講師を招いて説明会をしたり、機関誌に特集記事を載せるなどの方法で周知することを検討する。
* 業界団体の主催で差別解消法のセミナーを実施し、周知に努めている。
* 差別解消法についても、苦情に発展したときは、団体の苦情相談窓口で対応できるように理解を深めることとしている。
* 法の内容等の周知については、具体的な相談に対応していく中で周知を図っていく方法もある。

**２　相談、紛争予防・解決の体制整備について**

**（１）地域における対応、府の役割等について**

* 府において体制整備を図るとともに、市町村等でも既存の相談機関を活用・充実し、体制整備を図ることが重要。
* 地域の身近なところで、差別でなくてもただ嫌な思いをしたことから聞いてくれるところが必要。地域の相談員が受けて、広域専門相談員につなげていくことが大事。生活相談が大半を占めているので、ソーシャルワーク的なものが必要。
* 千葉県等の状況をみても地域相談員にはなかなか相談に行かないので、差別解消法で既存の機関の活用といっても、同じようなことになるのではないか。広域専門員は県の本庁というよりも地域の身近なところにいる方が相談しやすいではないか。
* 千葉県では、広域専門指導員が活躍しているが、地域相談員は障がいのある人からの相談に十分対応できていない。地域における相談活動の強化が、今後の課題としてあげられているが、大阪府でもそのあたりを議論する必要がある。なお、（千葉県の広域専門指導員による）相談解決の事例はすばらしく、レベルが高い。
* 千葉県でも人権差別に関わる問題が１／４であり、障がい者には、相談の中身が差別の問題にとどまらず、生活上の問題としての思いがある。その状況を踏まえた上で、相談をしたいという思いをどう把握していくかというシステムを構築する必要がある。
* 市町村と府とそれぞれの役割があるので、まずは、市町村で解決し、地域で解決できないものや広域のものについては、広域専門相談員の役割であり、この２つが広域専門相談員の役割と思う。
* 窓口を明確にして知らせないと相談に結びつかないので、地域の相談窓口をどう明確にして知らせるのかということを考えることが大事。
* どこが、（相談窓口の）中核になるのか、窓口機関の中核機関の明確化、市町村の窓口であったり、障がい者が住まわれている障がい部門の関係課が窓口になるといった窓口機関を明示することが必要。
* 窓口の明確化など整理が必要となるが、その前提となる相談とはどういう範囲、どういう定義をするのか、相談という言葉の定義・機能の整理をして、共有化することが必要。
* 千葉県の相談事例では、予防的な支援も行われている。対応としてはいいが、今後、いろいろな相談が入ってくる中で、差別に関する相談というものをどのように考えるのか。
* 相談の出発点は、本人の希望、立場、スタンスをベースにしながらスタートしていくことになる。本人は何を求めているのか、相手方に言ってほしくないとか、個々さまざまな形で出てくる。
* 千葉県の相談事例では、一歩も二歩も踏み込んだ対応が行われているが、実際どこまで対応するかは、今後、仕組みを作っていく中で、一定の考え方を整理する必要がある。
* 市町村段階では相談事例を幅広くとりあげていくことが求められていて、解決できない問題については、府レベルの広域専門相談員へ、調整権限を合わせてもたせることにより、第三者的な観点から入りこんでいくことが必要になってくるだろう。
* 広域専門相談員に相談的機能も併せてもたせることも必要になってくると思うが、その場合、対象事案は相談段階では幅広にとっておき、生活上の相談も含めていくだろう。
* 地域相談員の役割に当事者間の対立の調整や権限を持たせる必要がある。
* 府内の相談の状況や他県の例からみても、障がい者相談員、人権擁護相談員を活用することが大事。
* 身体障がい者の相談員、知的障がい者の相談員、そこの人たちだけで相談にのるのは、第一の窓口としてはいいが、調整となると難しい。府や市町村の行政機関の調整がこれから大事になってくる。
* 一番の窓口が地域相談員である身体障がい者相談員、知的障がい者相談員となるが、はたしてこれだけの相談に対応できる力量があるのかどうか疑問。また、個人情報保護条例でどこに相談員がいるのか公表できないとなっている課題もある。
* 人権問題については、身近で寄り添いながら相談していくのは、市町村窓口となっており、市町村をまたがるもの、人権問題の専門的なアドバイスについては、府から委託された相談員と市町村の相談員が一緒になって対応している。
* 障がい者の意識としては、人権問題であっても福祉問題として相談に行くため、人権問題のところに話をもっていかない。また、点字の知識・技術があり、障がい者側に信頼される相談員でなければ行かないので、今の人権相談体制では障がい者のニーズに対応できない。
* 地域相談員、広域専門相談員等の相談機関の前に、インフォーマルな相談を受けている施設やワーカーなどが問題を拾い上げ、地域の中でフォローし、そこで対応できないものについて広域専門相談員がフォローしていくといった三層の相談システムをつくるのがいいのではないか。
* 相談支援センターは各地域にあるが、広く障がい者の人権問題をすべてセンターで対応できるかは疑問。
* 相談したい人が地域相談員を選ぶのか、知られたくないので、広域専門相談員を選ぶのか、自分が好きなように選ぶことも大切。まず地域からスタートと決めてしまうのはよくない。
* 地域の相談のできる場所にいくが、聴覚障がいの場合は手話が必要なので、そこが手話のできる場所かどうかが大事。コミュニケーション方法を障がい当事者が自分で選べることができるということも考えにいれてほしい。
* 相談体制整備について、障がい者からの相談窓口は当然必要であるが、円滑な制度運営のために企業サイドの相談窓口も必要。
* 地域の相談員においてもスキルが大事であり、広域専門相談員も含めて相談員の養成が大事。
* 相談体制を市町村中心につくるときには、スタートさせるにあたり、講習等でレベルアップを図ることが大事。
* 困難事例やそれに対するまとめ、府内全体の傾向をどうするのかを広い目で分析し、フィードバックする必要がある。
* 地方分権なので、それぞれの市町村で相談窓口を設置することになるが、相談窓口の対応が市によって違うのは困るし、どのようにしてスキルを合わせて行けるのかが課題である。また、相談事案の収集と分析は、改善するための施策づくりの一つであるため、どうして差別が起きたのか、検証していくことは大事。

**（２）合議体について**

* 実効性を担保するために公平・中立的な第三者機関、権限が必要。条例できっちり決めることが必要。
* 合議体は、困難な相談のときに各分野の相談員だけでなく、より専門相談ができるスタッフを含めて話ができるものとしてあったらいいのではないか。
* 調整権限で対応しなければならないものは、差別解消法が対象としているような差別問題にしぼられていって、最終的に合議体という紛争解決機能をもつもの、そこで、法律が義務付けているような不当な差別的取扱いについて取り上げていって、そこでは不当な差別的取扱いがあったかどうかの判定していく機能をもたせていくことが必要であろう。

**（３）障害者差別解消支援地域協議会について**

* 地域協議会は合議体とは別のものとして、当事者も入って、いろいろな情報の収集や今後のあり方などを協議していくものがいいのではないか。

**３　条例について**

* ナショナルスタンダードが来年度からスタートする中、まだ、周知も不十分。条例で、企業の対応に対するハードルをいきなりあげることについて、慎重にお願いしたい。例えば法では努力義務となっている合理的配慮の不提供の禁止について、条例で義務化する、違反企業社名を公表する措置について回避していただきたい。特に中小企業は人員コストに限界があり、負担・実効性に配慮していただき、バランスのとれた制度としていただきたい。また、合理的配慮は新しい概念なので、企業サイドも万全の体制とはなっていない中、実効性の確保の観点から懲罰的な指導というより、建設的なアドバイスを行うという姿勢で臨んでほしい。
* （条例のある県の）障がい者は、条例をどのように評価し、活用しているのか。当事者がどう評価しているかを研究する必要がある。
* 条例の趣旨・目的をどう理解するかということと関連する。既存の条例をみていると差別解消法制定以前につくられた条例か、それ以後につくられたのかによって変わってくる。条例の趣旨・目的を障がいのある人もない人も共に生きられる社会をめざすということであれば、そこで規律される条例の対象は障がいのある人の生活全般に関わる事象が対象に含まれてくるので、条例で求められる役割はかなり広くなってくる。例えば、これまで部会で議論されてきたように不当な差別的取扱いだけはではなく、合理的配慮の不提供、虐待まで含まれてくる。確かにそれはひとつの条例のあり方になる。しかし、差別解消法がつくられたあとでは、法で十分規律されていない事柄、例えば、相談や紛争解決の仕組みをどう具体化していくのかという観点から条例をつくっていくということも考えられる。そういう観点から法律で十分規律されていない事柄について、条例で規律させていく。そうすると、差別解消法で法的には義務づけていない事柄まで、合議体でどこまでどう判定しうるのかということが問題になる。合議体の判定というのは、法的な強制力をもつものではないので、合議体の判定に合理的配慮も含めていくことについても考えられる。しかし、難しいのは、実効性確保の問題が合わせて出てきて、それは、事実上の強制力をもってくるので、そうなると、法律上で義務付けられていない事柄まで合議体で判定していくことについては、なかなか難しいことであると考える。

（※部会の議論の参考とするため、事務局において議論の内容を要約、分割しています。）